

令和 7 年度 加東市創業者支援補助事業補助金 募集要項

募集期間

一次募集：令和 7 年 7 月 22 日(火)～8 月 20 日(水)（必着）

二次募集：令和 7 年 10 月 6 日(月)～11 月 7 日(金)（必着）

お問い合わせ先

〒673-1493

加東市社 50 番地

加東市 産業振興部商工観光課 商工係

電話番号：0795-43-0531

メー ル：shoko@city.kato.lg.jp

<市ホームページ>



【ご注意・ご連絡】

○本補助金の申請を希望される方は、本募集要項を必ずご覧ください。

※補助金の申請前に、加東市商工会から特定創業支援等事業による支援を受け、推薦書を交付してもらう必要があります。

※国・県等から創業を理由とする補助金の交付を受けている場合、もしくは今後受ける予定がある場合は、申請出来ません。

【目次】

■申請に当たっての重要事項	3
1 事業の目的・内容	4
2 補助対象者	
(1) 対象者	5
(2) 補助の条件	5
(3) 対象となる事業	5
3 補助対象経費	6
4 補助対象期間	6
5 補助率及び補助限度額	6
6 募集期間	7
7 申請方法	
(1) 加東市商工会への事前相談	7
(2) 補助金交付申請書類の提出	7
8 審査・交付決定	
(1) 審査方法	8
(2) 審査結果の通知	8
9 実績報告	9
10 補助金額の確定・請求	9
11 問い合わせ・書類提出先	9
12 補助金申請の手続き(フロー図)	10

■申請に当たっての重要事項

本補助金事業は、税金という貴重な財源で賄われていることに十分留意し、誠実に事業を行っていただく必要があります。本補助金に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上で申請をお願いします。

- 1 本補助金は、申請者が自ら経営計画を作成した事業を支援するものです。申請者が本補助金事業の内容を十分に理解していないと判断される場合は、不採択となることがあります。
- 2 本補助金は、「加東市商工業及び観光事業推進費補助金交付要綱」（平成18年加東市告示第141号）に基づいて実施します。万が一、補助金の不正受給や目的外使用が行われた場合には、交付決定の取消し、交付済み補助金の返還命令及び遅延利息の請求、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- 3 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までに見積り、契約、発注、購入、納品、使用・役務の提供等と支払い、クレジットの引落とし等のすべてが完了した経費のみが補助対象となります。また、支払等の名義はすべて申請者に限ります(クレジットカード、引落口座すべて申請者本人名義、法人の場合は法人名義であること。家族名義等は対象外)。
- 4 補助金交付決定を受けても、定められた期限までに実績報告書等の提出がないと交付決定取消しとなり、補助金は受け取れません。また、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない経費は補助対象経費から除外されるため、実際に受け取る補助金は、「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合(交付を行わない場合も含む)があります。
- 5 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助事業の終了日の属する年度の終了後5年間、市からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならず、事業状況の報告を求められたときは、遅滞なくその報告をしなければなりません。
- 6 申請者は、本募集要項やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、市からの指示に従うものとします。補助対象経費に該当するか否かの判断は市が行うので、補助事業者はその判断に従ってください。補助事業における実施状況の確認や事業実施による効果を確認するため、市が電話連絡や訪問を実施することがあります。偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 7 補助事業者は、補助金交付年度以降の5年間を限度として、確定申告書・収支決算書等を提出しなければなりません。この報告義務に違反した場合も、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。補助事業者は市からの連絡や報告要請等には必ず応答してください。

1 事業の目的・内容

市内における創業者の増加を図り、地域経済の活性化並びに新たな雇用機会の創出及び人材の地域定着を目的とし、市内で創業又は第二創業（以下「創業等」という。）を目指す方を対象に、事業の立ち上げに必要な経費の一部を補助します。

創業・第二創業とは

創業

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第30項に規定する行為

第二創業

事業を営んでいる個人又は法人が、現在の事業の全部又は一部を継続して実施し、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の中分類において、当該事業と異なる中分類に属する事業を市内で新たに開始することをいう。

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第30項より抜粋

(定義)

第2条 〔略〕

30 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること(次号に掲げるものを除く。)
- 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- 三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること(中小企業者の行為に限る。)

2 補助対象者

(1) 対象者

令和6年4月1日（月）から令和8年2月28日（土）までの間に加東市内で創業等する者であって、次の補助の条件をいずれも満たす者

(2) 補助の条件

- ① 創業等をしようとする日において、市内に主たる事業所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人（特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）であること。
- ② 市税等を滞納していないこと。
- ③ 国・県等から創業を理由とする補助金の交付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。
- ④ 特定創業支援等事業による支援を受けた者であること。
※加東市商工会が行う創業塾及び創業塾の修了に相当する創業相談窓口がこれに該当します。
- ⑤ 事業開始日から起算して2年以上、補助事業と同一規模以上の事業を市内で継続する事業計画を有し、加東市商工会の推薦を受けていること。
- ⑥ 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年加東市条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。
- ⑦ 申請しようとする事業の創業以前に48万円（所得税の基礎控除）を超える事業所得がないこと（第二創業の場合を除く）。

(3) 対象となる事業

地域の需要を創出し、地域経済の活性化を図る原動力となる創業等とする。

ただし、次に掲げる事業は補助の対象としない。

- ① 他者が行っていた事業を継承して行う事業
- ② 風営法に基づく許可又は届出を要する事業
- ③ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- ④ 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する活動を目的とした事業

3 補助対象経費

創業等に要した経費として明確に区分できる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)で下記に該当し、交付決定日の属する年度に支払った経費とする。

区 分	内 容
事務所開設費	①事業に使用する事務所、店舗、倉庫又は駐車場の賃料・共益費 ※住居兼用の場合は、住居用のスペースに係るものを除き、敷金、礼金、購入費は含まない。 ※月額の上限は8万円とする。 ②事務所、店舗の開設に伴う外装、内装又は設備の工事費 ※住居兼用の場合は、住居用のスペースに係るものを除く。
初年度備品費	事業の実施に必要な備品(耐用年数1年以上かつ税抜単価1万円以上のもの)の購入又はリース料(車両の購入費を除く。) ※パソコン・タブレット等の汎用性が高く、事業以外の目的で使用できるものの購入費は対象外。
専門家経費	①事業プラン策定又は事務指導等に対する経費(謝金・旅費) ②事業の立ち上げに必要な外注費(調査、分析、設計等)
事業費	ホームページ作成、パンフレット・チラシ製作、広告、展示会出展等に要する広告宣伝費

【注意事項】

- ・ 事業の完了が確認できるもの(事業前後の写真等)の提出が必要です。
- ・ 代表者の配偶者又は三親等以内の親族及び関連会社との取引による経費は対象外です。
- ・ 法人成りをした後は、法人口座からの支出であること(申請者の個人口座から立替払いをしている場合は、事業完了までに個人口座から法人口座へ振り替えること)。
- ・ 電子マネー決済、バーコード決済は領収書が発行可能なものに限ります。
- ・ 各種ポイントを利用する場合は、そのポイント相当額を差し引いた金額が対象です。

4 補助対象期間

補助対象期間は、令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までであり、その間に支払った経費を対象とします。

5 補助率及び補助限度額

補助率：補助対象経費(税抜)の1/2以内

補助限度額：100万円(千円未満切り捨て)

6 募集期間

一次募集：令和7年7月22日(火)から8月20日(水)まで

二次募集：令和7年10月6日(月)から11月7日(金)まで

7 申請方法

(1) 加東市商工会への事前相談

事業計画書の作成について、必ず加東市商工会で事前相談を行ってください。

加東市商工会が発行する推薦書の添付のない申請は受付することが出来ません。

(2) 補助金交付申請書類の提出(持参又は郵送)

全員	①補助金交付申請書
	②事業計画書
	③対象経費が確認できる書類(事業に係る見積書・契約書の写し等)
	④住民票の写し
	⑤市税等の滞納がないことの証明書
	⑥加東市商工会が発行する推薦書
	⑦特定創業支援等事業による支援を受けたことが確認できる書類 (加東市商工会が実施する創業塾の受講修了証書等)
	⑧加東市創業者支援補助事業補助金の交付申請に係るチェックシート
許認可を伴う業種の場合	許可証の写し
法人で開業済みの場合	履歴事項全部証明書の原本
個人事業主で 開業済みの場合	開業届出書の写し
第二創業の場合	当初の開業届出書の写し又は履歴事項全部証明書の原本
	直近の確定申告書(第一表)及び決算書・収支内訳書の写し
	第二創業の開業届出書の写し又は履歴事項全部証明書の原本

【注意事項】

- ・証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。
- ・持参により提出される場合、申請者ご本人が持参してください。受付時に記載内容の確認を行います。
- ・郵送により提出される場合、書類に不備がある場合は受付せず返送させていただく場合があります。(一次募集8月20日、二次募集11月7日必着)
- ・提出された書類の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。
- ・提出された書類等は返却できません。

8 審査・交付決定

ご提出いただいた書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、審査を通過した方に補助金を交付します。

(1) 審査方法

① 一次審査(資格審査)

提出された書類に基づき、補助対象者に適合しているかを審査します。

一次審査を通過した者には、二次審査の案内を行います。

② 二次審査(プレゼンテーション審査)

外部の有識者等による審査会でプレゼンテーション審査を行います。

審査会では、創業される事業の内容をプレゼンテーションいただき、審査委員による質疑応答を含んだ審査とします。

<審査項目>

項目	内容
実現可能性	・商品やサービスのコンセプトに具体性・現実性があるか。 ・事業を適正に実施するための経験・知識・人脈等があるか。
継続性	・事業の継続が可能な計画となっているか。 ・創業及び事業活動を行うために必要な資金の調達が可能か(自己資金及び借入金、その他)。
成長性・収益性	・ターゲットとする顧客や市場が明確となっているか。 ・商品、サービスの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて妥当性と信頼性があるか。
地域性	・地域の資源や特性を活かす工夫や視点がみられるか。 ・新たな需要や雇用の創出に貢献できる事業となっているか。
新規性・独創性	・技術やノウハウ、アイデアに基づき、他社との差別化が可能な商品やサービスとなっているか。 ・商品やサービスに新規性や先進性があるか。

(2) 審査結果の通知

各審査終了後、申請者へ採択結果を通知します。なお、審査経過、審査結果の詳細等は通知いたしません。

9 実績報告

事業の完了後 30 日以内又は事業が完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- ① 補助事業実績報告書
- ② 対象経費の領収書等の写し
- ③ 事業の完了が確認できるもの(事業前後の写真等)
- ④ 事業の実施による事業化の成果報告書

※交付申請時に開業前であった場合は、次の書類の提出が必要です。

- ・ 許可証の写し(許認可を伴う業種の場合)
- ・ 履歴事項全部証明書(法人の場合)
- ・ 開業届出書の写し(個人事業主で開業している場合・第二創業の場合)

10 補助金額の確定・請求

実績報告の内容を確認し、適当と認められた場合、補助金額を確定し、通知します。

補助金額の確定後、速やかに補助金請求書を提出いただきます。

請求書の受理から 30 日以内に指定された口座に補助金を振り込みます。

11 問い合わせ・書類提出先

〒673-1493

兵庫県加東市社50番地

加東市 産業振興部商工観光課 商工係

電 話 : 0795-43-0531

メール : shoko@city.kato.lg.jp

1 2 補助金申請の手続き（フロー図）※交付決定まで

